

後期高齢者医療制度

新しくなり、色も変わります。



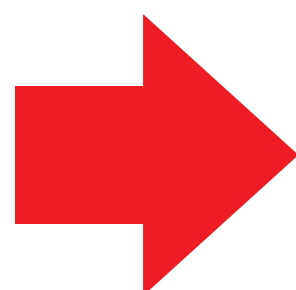
被保険者証が更新されます

新しい保険証は
お住まいの
市区町村から
7月中に
交付します!

令和6年7月31日まで

令和7年7月31日まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 6年 7月31日 交付年月日 令和 5年 7月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 險 者 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 7年 7月31日 交付年月日 令和 6年 7月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 險 者 氏 名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合

旧
黄色

新
水色



8月1日を過ぎても
保険証が届かない場合は
お住まいの市区町村の窓口に
お問い合わせください

- ・有効期限が「令和7年7月31日」の水色の保険証が新しい保険証です。
- ・新しい保険証はお手元に届いたときからお使いいただけます。
- ・これまでお使いの保険証はお住まいの市区町村へ返却または破棄してください。
- ・令和6年12月2日より保険証が廃止になりますが、令和6年12月1日時点でお手元にある保険証については有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。

8月1日より**限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証**についても新しい証に変わります。

令和6年7月31日まで

令和7年7月31日まで



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 令和 6年 7月31日 交付年月日 令和 5年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 險 者 氏 名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 5年 8月 1日
適用区分	区分II
長期入院該当年月日	令和 5年 8月 1日 保険者印 <input type="checkbox"/>
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

旧
黄緑色



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 令和 7年 7月31日 交付年月日 令和 6年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 住 所	広域市連合町1丁目
保 險 者 氏 名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	令和 6年 8月 1日
適用区分	区分II
長期入院該当年月日	令和 6年 8月 1日 保険者印 <input type="checkbox"/>
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

新
橙色

印刷時期によって
(注)部分の記載が
ない場合があります

(注)

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

電話 011-290-5601 FAX 011-210-5022

ホームページ <https://iryokouiki-hokkaido.jp/>



お住まいの
市区町村窓口
または